

第6回会議 **提案事項** **資料**

西伯町・会見町合併協議会

平成15年6月5日

提案事項 第1号

建設事務の取り扱いについて

新町における建設事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成 15 年 6 月 5 日提案

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

2町の施策の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	現況		課題	調整方針
	西柏町	会見町		
町道認定 (担当課) (相親法令)	1級町道 8 路線 19,819 m	1級町道 20 路線 16,900 m	認定路線の 再検討。	両町とも、「幹線市町村道の 基準」に従い見直し、合併時 までに統一する。
	2級町道 11 路線 15,811 m その他町道 225 路線 103,916 m	2級町道 27 路線 15,150 m その他町道 85 路線 36,061 m		
町道新設改良 (担当課) (相親法令)	建設水道課 島・田子	建設課 頼田	重要緊急路線と まちづくり計画と の検討調整	現行4路線は、継続。 その他は新町で検討。
	区長協議会からの要望内容を検討して計画を作成。 ※現在事業を開始しているもの。 寛持今長線(H14~18) 5ヶ年計画 L=1180m w=4m 総事業費 137,000千円 中原原線(H15~16) 福成地内 L= 330.6m w= 4 (5.0)m 総事業費 73,000千円	総合計画の実施計画をもとに順次実施している。 ※現在事業を開始しているもの。 前木鶴田線(H 6~16) 11ヶ年計画 L=5,300m w=6.0(15.0)m 総事業費 4,083,000千円 天万丸山線(H14~16) 3ヶ年計画 L= 230m w=5.5(9.25)m 総事業費 185,000千円 ※事業計画を検討中。 天万寺内線(H17~19) 3ヶ年計画 L= 400m w=5.5(9.25)m 総事業費 280,000千円 町道局部改良事業(兼営主体事業) 限度額 800千円 事業費の66%を補助		
業者主体 局部改良 維持管理	該当なし	該当なし		会見町の例による。
(担当課) (相親法令)	区長協議会からの要望内容を検討して計画を作成。 種力、次年度の当初予算に反映して行くように努めている。 県単「じげの道里報事業」を平成14年度から実施中。 (H14 7団体、317千円、H15 12団体、460千円) ※町道の維持活動作業団体等に必要物品等を3年間防成 年間の維持整備費 6,750千円(15年度当初予算額)	初区長会で要望を提出して頂いたものの中から検討して 緊急度の高いものから実施している。 「じげの道里報事業」を平成16年度から実施を検討 年間の維持整備費 4,000千円(15年度当初予算額)		両町の制度等を 継続する
	建設水道課 島・田子	建設課 頼田		

2町の施策の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	現況	調整方針
除雪	西伯町 路線の決定方法 ①主要道路 ②通学路(一部歩道) (順位) ③公共施設に通じる路線 ④集落間の連絡路 除雪開始積雪深 15 cm 除雪延長 88.16 km 施行方法 業者委託と建設水道課直営 歩道(通学路) 除雪していない 除雪機 保有していない 除雪機購入補助 4台、4業者(補助限度額 500千円)	全見町 路線の決定方法 ①主要道路 ②通学路(一部歩道) (順位) ③公共施設に通じる路線 ④集落間の連絡路 除雪開始積雪深 15 cm 除雪延長 40.9 km 施行方法 7社業者委託 歩道(通学路) 7社の内の1社に委託 除雪機 1台 地元賞与 除雪機購入補助 制度なし
	建設水道課 島・田子 (担当課) (相拠法令) 西伯町除雪機購入助成事業補助金交付要綱 危険地域に立て看板設置 17箇所 負担率(国県の制度) 公共 40% 町 0% 地元 20% 単県 80% 0% 20%	建設水道課 島・田子 危険地域に立て看板設置 14箇所 負担率(国県の制度) 公共 40% 町 7% 地元 13% 単県 80% 7% 13%
急傾斜地崩壊防止 河策事業	建設水道課 島・田子 (担当課) (相拠法令) 地元と県との仲介役の認識で行動。(用地交渉、工事 説明等同様している。) 平成16年度終了予定の工事は次年度にずれ込む可能 性があるので記載した。	西伯町の例による。
県工事関係	建設水道課 島・田子 (担当課) (相拠法令) 国道180号バイパス(西伯町東町～会見町地内) 寺内川改修(境内内浸水解消のため) 国道180号歩道設置(阿賀～松、落合～能竹)H13～16。 主要地方道西伯瀬雨樋～H17。 県道西伯太線改良(伐株)H13～17。 門の谷川砂防(武櫃)H12～16。 宮の筋川砂防(佐)H12～16。 桜ヶ平川砂防(西町)H13～16。 二崩川砂防(二崩)H11～19。 スガタニ川砂防(二崩)H15～。 建設水道課 島・田子	両町の町域を結ぶ幹線の整備 主要地方道 清口太線、 一般県道福頼 市山伯番大山 (T)線の 早急な整備 両町の要望を継続する。 両町の要望を継続する。
(新規要望)	建設水道課 島・田子 (担当課) (相拠法令) 国道180号バイパス(会見町地内～西伯町東町) 一般県道福頼市山伯番大山(T)線(柳内谷・西原地内) 寺内川改修(西伯町境内内浸水解消のため)	両町の町域を結ぶ幹線の整備
(継続要望)	建設水道課 島・田子 (担当課) (相拠法令) 主要地方道清口太線(天万～寺内)H12～ 県道米子岸本線(天万～猪木)H13～16 " 天万橋架替工事 H16～17 田住川砂防 H15～ 朝霧ダム周辺整備 H16～ 早味小規模砂防 金田川 H13～	両町の町域を結ぶ幹線の整備
(担当課) (相拠法令)	建設水道課 島・田子 (担当課) (相拠法令) 建設水道課 米澤	

2町の施策の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	現況	課題	調整方針
町道災害復旧 (担当課) (根拠法令)	西伯町 災害発生時の修復、補正予算で対応。	全原町 災害発生時の修復、補正予算で対応。	両町の制度等を継続する。
町営住宅 (担当課) (根拠法令)	建設水道課 島・田子 現在の管理戸数 191戸(内14戸は震災により居住不可能) (別添一覧表) 管理戸数の内72戸が老朽化、順次、用途廃止をおこなって行く。遊地利用については、未定 今後の住宅建設については、民間住宅に委ねたい。 年間の修繕費 2,000~2,500千円。	建設課 柳田 現在の管理戸数 10戸 全員第二小学校に通学する児童のいる世帯が入居の条件 家賃 20,000円/月 修繕費 300千円/年	各町の制度等をそれぞれ継続する。
屋外広告物 (担当課) (根拠法令)	建設水道課 深田真 西伯町高住宅設置及び管理に関する条例・施行規則 本町は、国県道があり屋外広告物の申請が多く今後も増加することが予測される。 国道180号線がメインとなると予測される。 申請許可手数料を徴収(条例 別添添付)	建設課 小林 全原町越後野町高住宅の高置及び管理に関する条例 該当なし (都市計画区域外であり、申請許可業務なし)	西伯町の例による
用地買収・物件補償 (担当課) (根拠法令)	建設水道課 深田真 西伯町手数料徴収条例 改良等計画により買収、補償を行っている。 (現在の公共売買実例価格による)	建設課 小林 改良等計画により買収、補償を行っている。 (現在の公共売買実例価格による) 町道天万寺内線改良工事用地(平成14年度先行取得済)	両町の制度等を継続する
道路台帳 (担当課) (根拠法令)	建設水道課 島・田子 異動の都度作成 台帳整備は、業者委託 管理 職員を町が管理 ※今後は、PC管理による修正を検討	委託業者の統一 異動の都度作成 台帳整備 業者委託 管理 職員を町が管理	合併時までには調整する。
河川維持管理 (担当課) (根拠法令)	建設水道課 島・田子 道路法施行規則第4条の2 年次計画を立て、国・県に要望している。 (河床掘削、河川伏閉)	建設課 小林 道路法施行規則第4条の2 年次計画を立て、県に要望している。 (河床掘削、河川伏閉)	両町の制度等を継続する

2町の施策の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	西伯町	会見町	調整方針																																
がけ地近接危険 住宅移転事業 (担当課) (根拠法令)	単町では特になし。	補助率 国50%、県25%、町25%、 取り壊し 限度額 780千円 土地購入、建設費の増し入れに対する利子補給	会見町の例による。																																
残土処分場 (担当課) (根拠法令)	計画なし。	建設課 小林 がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱 処分場の運営は15年度完了予定。 跡地を朝顔ダム周辺整備で緑光農園にする計画がある。	企画部会へ 朝顔ダム周辺整備検討委員 会で検討の方向。																																
道路改良地元 負担金(含む、橋梁)	寄附金として徴収している。(町道認定検討委員会検討) 負担割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>級別町道</th> <th>地元負担割合(%)</th> <th>辺地償還当分</th> <th>辺地償還当分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>地元負担対象事業費のとらえ方 近年は、本工事業費+用地費+補償費=事業費とし、 測量試験費と事務費は、地元負担対象事業費から 除外している。</p>	級別町道	地元負担割合(%)	辺地償還当分	辺地償還当分	1級	0	2	4	2級	4	4	8	その他				制度の統一化 負担割合は西伯町の例によ る。 上限額は、会見町の 例による。																	
級別町道	地元負担割合(%)	辺地償還当分	辺地償還当分																																
1級	0	2	4																																
2級	4	4	8																																
その他																																			
町道舗装 地元負担金 (担当課) (根拠法令)	建設水道課 島・田子 西伯町町道舗装事業分担保金条例 <table border="1"> <thead> <tr> <th>級別町道</th> <th>地元負担割合(%)</th> <th>辺地償還当分</th> <th>辺地償還当分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>舗装の場合は条例で負担割合を定めているが10年 以上適用していない。</p>	級別町道	地元負担割合(%)	辺地償還当分	辺地償還当分	1級	10%	10%	10%	2級	10%	10%	10%	その他	10%	10%	10%	建設課 頼田 <table border="1"> <thead> <tr> <th>級別町道</th> <th>地元負担割合(%)</th> <th>辺地償還当分</th> <th>辺地償還当分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>4%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6%</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例は定めてなく内規で 1世帯あたり 60,000円を限度とする。</p>	級別町道	地元負担割合(%)	辺地償還当分	辺地償還当分	1級	1%	1%	1%	2級	4%	4%	4%	その他	6%	6%	6%	道路改良地元負担金の西伯 町の例による。 上限額は、会見町の 例による。
級別町道	地元負担割合(%)	辺地償還当分	辺地償還当分																																
1級	10%	10%	10%																																
2級	10%	10%	10%																																
その他	10%	10%	10%																																
級別町道	地元負担割合(%)	辺地償還当分	辺地償還当分																																
1級	1%	1%	1%																																
2級	4%	4%	4%																																
その他	6%	6%	6%																																

2町の施策の調整方針について(建設水道部会・建設分科会)

項目	西伯町	会見町	問題	調整方針
河川管理	国土交通省1級河川法勝寺川の排水樋門の操作、維持管理委託。(14ヶ所) 作業については、個人に委託。	該当なし	西伯町のみ	西伯町の例による
河川管理	県管理の河川 樋管 4箇所 操作、維持管理を個人に委託。	県管理の河川(小松谷川) 樋門 7箇所 操作、維持管理を個人に委託。	両町同じ	両町の制度等を継続する
県営住宅	(担当課) 建設水道課 島・田子 (根拠法令) 河川法第99条 県から委託 管理戸数 21戸 家賃徴収、維持管理	建設課 小林 河川法第99条 県から委託 管理戸数 20戸 家賃徴収、維持管理		住民福祉部会で調整する
国有財産譲渡	(担当課) 建設水道課 深田真 (根拠法令) 県営県営住宅の設置及び管理に関する条例第26条 コンサルタントに外注委託している。	人権部 渡部 岡田 県営県営住宅の設置及び管理に関する条例第26条 担当と臨時職員で対応している 現在22集落のうち4集落が完了済。進捗度は低いため、外部委託を検討中。 (平成15年度から一部外注の方角で検討する。)	作業方法の違い	西伯町の例による
道路占用	(担当課) 建設水道課 (根拠法令) 許可基準(県に準じる) 道路法32条 占用料を徴収。両町同じ(制度、内容) (条例 別表添付) 平成14年度実績 1,383千円	許可基準(県に準じる) 道路法32条 占用料を徴収。両町同じ(制度、内容) (条例 別表添付) 平成14年度実績 815千円		両町の制度を継続する
道路占用	(担当課) 建設水道課 (根拠法令) 西伯町道路占用料徴収条例	建設課 小林 会見町道路占用料徴収条例		

提案事項 第2号

住民登録等の窓口事務の取り扱いについて

住民登録等の窓口事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成 15 年 6 月 5 日提案

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

2町の施策の調整方針について（住民福祉部会 窓口業務）

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
窓口業務				
戸籍事務 (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・電算化(H13.6.1) ・システム リコー ・管理委託 リコー ・証明手数料は政令による ・町内郵便局に申請書設置。郵送で請求できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電算化(H11.8.1) ・システム TKC ・管理委託 情報センター ・証明手数料は政令による。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電算システムの統合 ・申請書の設置場所が違う 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のIT整備の中で調整 ・申請書の設置場所 西伯町の例による
	戸籍法・同規則	戸籍法・同規則		
住民基本台帳 (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・電算入力 ・システム ケイズ ・住基ネット ケイズ ・管理委託 ケイズ ・謄抄本ともに1通300円 ・閲覧は1世帯につき200円 ・町内郵便局に申請書設置。郵送で請求できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電算入力 ・システム TKC ・住基ネット TKC ・管理委託 情報センター ・謄抄本ともに1通300円 ・閲覧は1世帯につき200円 	<ul style="list-style-type: none"> ・電算システムの統合 ・申請書の設置場所が違う 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のIT整備の中で調整 ・申請書の設置場所 西伯町の例による
	住民基本台帳法	住民基本台帳法		
外国人登録 (根拠法令)	登録者(平成15年1月末) 58人	登録者(H15.1月末) 45人	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・両町の制度を継続(国の制度)
	外国人登録法・同規則	外国人登録法・同規則		
印鑑登録・証明 (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・電算入力 ・システム ケイズ ・証明書1通300円 ・登録証再交付1枚400円 (紛失、改印の際に旧登録証がない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電算入力 ・システム TKC ・証明書1通300円 ・登録証再交付1枚400円 (紛失、改印の際に旧登録証がない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電算システムの統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のIT整備の中で調整
	印鑑登録条例・同施行規則	印鑑登録条例・同施行規則		
身分証明 (根拠法令)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピューター化 ・戸籍システムにより発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピューター化 ・戸籍システムにより発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・電算システムの統合 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のIT整備の中で調整
	戸籍法・成年後見登記法・政令	戸籍法・成年後見登記法・政令		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
人口動態 (根拠法令)	コンピューター化 戸籍システムによる入力、発行	コンピューター化 戸籍システムにより入力・発行	・電算システムの統合	・全体のIT整備の中で調整
	人口動態調査令	人口動態調査令		
埋火葬許可証 (根拠法令)	コンピューター化 戸籍システムにより発行 (ただし閉庁日は手書きにて発行)	コンピューター化 戸籍システムにより発行 (ただし閉庁日・戸籍担当者不在の時は手書きにて発行)	・電算システムの統合	・全体のIT整備の中で調整
	墓地・埋葬等に関する法律	墓地・埋葬等に関する法律		
破産者、被後見人及び 犯罪者名簿 (根拠法令)	破産者等は戸籍システムにて管理 犯歴簿を作成して管理	破産、被後見人は戸籍システムで管理 犯歴簿を作成して管理	・なし	・両町の制度を継続する

提案事項 第3号

国民年金事務の取り扱いについて

国民年金事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成 15 年 6 月 5 日提案

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

2 町の施策の調整方針について （住民福祉部会 国民年金業務）

項目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. 国民年金被保険者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号被保険者の資格取得、喪失に係る届出受理 ・ 任意加入被保険者の資格取得、喪失に係る届出受理 ・ 20歳到達者に係る情報提供に関する事 ・ 氏名変更、住所変更の受理 ・ 国民年金手帳の再交付申請書の進達 ・ 国内に住所を有しない被保険者の届出に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1号被保険者の資格取得、喪失に係る届出受理 ・ 任意加入被保険者の資格取得、喪失に係る届出受理 ・ 20歳到達者に係る情報提供に関する事 ・ 氏名変更、住所変更の受理 ・ 国民年金手帳の再交付申請書の進達 ・ 国内に住所を有しない被保険者の届出に関する事 	なし	両町の制度を継続。 (国の制度)
(担当課)	町民生活課 谷本	町民生活課 中前		
(根拠法令)	国民年金法	国民年金法		
2. 給付に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁定請求書の進達 ・ 現況届（国民年金障害基礎年金、遺族基礎年金所得状況連名簿）の進達 ・ 死亡届、未支給請求の進達 ・ 老齢福祉年金に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁定請求書の進達 ・ 現況届（国民年金障害基礎年金、遺族基礎年金所得状況連名簿）の進達 ・ 死亡届、未支給請求の進達 ・ 老齢福祉年金に関する事 	なし	両町の制度を継続 (国の制度)
(担当課)	町民生活課 谷本	町民生活課 中前		
(根拠法令)	国民年金法	国民年金法		
3. 保険料に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付加保険料納付の申出、辞退申出に関する事 ・ 保険料の免除、学生納付特例の申請に関する事 ・ 保険料還付請求書の進達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付加保険料納付の申出、辞退申出に関する事 ・ 保険料の免除、学生納付特例の申請に関する事 ・ 保険料還付請求書の進達 	なし	両町の制度を継続 (国の制度)
(担当課)	町民生活課 谷本	町民生活課 中前		
(根拠法令)	国民年金法	国民年金法		

項 目	現 況		課 題	調整方針
	西伯町	会見町		
4.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務費交付金に関する事 ・ 広報に関する事 ・ 国民年金基金に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務費交付金に関する事 ・ 広報に関する事 ・ 国民年金基金に関する事 	電算システムの統一	全体のIT整備の中で調整
(担当課) (根拠法令)	町民生活課 谷本	町民生活課 中前		

提案事項 第4号

環境事務の取り扱いについて

環境事務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成 15 年 6 月 5 日提案

西伯町・会見町合併協議会

会 長 坂 本 昭 文

2 町の施策の調整方針について (住民福祉部会 環境業務)

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
1. ごみ処理				
(1) 分別	6 分別 可燃ごみ 不燃ごみ 不燃粗大ごみ・家電リサイクル 資源ごみ(空缶・空ビン) 再生用資源ごみ (会見町の . . . に同じ) 乾電池・蛍光管	8 分別 可燃ごみ 不燃ごみ 不燃粗大ごみ・家電リサイクル 空缶・空ビン 再利用ビン・ペットボトル 発泡スチロール 古紙類 乾電池・蛍光管	分別の仕方が違う	会見町の例による (理由: 細かく分別されている ほうが再利用面でも良い。)
(根拠法令)	西伯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則	会見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則		
(担当課)	町民生活課 種	町民生活課 岩田栄		
(2) 収集	1. 収集区域 町全域	1. 収集区域 町全域		両町の制度を継続
	2. 収集体系 家庭系ごみ	2. 収集体系 家庭系ごみ		両町の制度を継続
	3. 収集方式 ・家庭系ごみ ステーション方式 ・事業系ごみ 許可収集、自己搬入 ・ごみの出し方 可燃ごみは町指定のゴミ袋あり	3. 収集方式 ・家庭系ごみ ステーション方式 ・事業系ごみ 許可収集、自己搬入 ・ごみの出し方 可燃ごみ・不燃ごみは町指定のゴミ袋あり	ゴミ袋の種類が違う 不燃ごみの袋が会見町だけあり	西伯町の例による
	4 収集頻度 可燃ごみ 週 2 回 不燃ごみ 月 1 回 不燃粗大ごみ・家電リサイクル 月 1 回 資源ごみ(空缶・空ビン) 月 1 回 再生用資源ごみ 月 1 回 (会見町の . . . に同じ) 乾電池・蛍光管 年 4 回	4. 収集頻度 可燃ごみ 週 2 回 不燃ごみ 月 1 回 不燃粗大ごみ・家電リサイクル 月 1 回 空缶・空ビン 月 1 回 再利用ビン・ペットボトル 月 1 回 発泡スチロール 月 1 回 古紙類 月 1 回 乾電池・蛍光管 年 3 回	収集回数が違う	会見町の例による (理由: 収集回数が多いほうが 住民にとって利便性が高い) 乾電池・蛍光管については、 西伯町の例による。

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	5.ごみステーション設置状況 設置基準 各自治会が役場と協議して決定 設置主体 各自治会 設置場所数 89箇所 社会福祉協議会が補助 1地区6万円	5.ごみステーション設置状況 設置基準 各自治会が役場と協議して決定 設置主体 各自治会 設置場所数 73箇所 設置補助金 1/2 上限3万円	設置補助金が違う	会見町の制度を継続
		会見町ごみ共同収集施設設置費補助金交付要綱		
	6.ごみ収集運搬 民間業者委託 可燃ごみ 不燃ごみ 不燃粗大 家電リサイクル 空缶・空ビン 蛍光管 乾電池	6.ごみ収集運搬 民間業者委託 可燃ごみ 不燃ごみ 不燃粗大 家電リサイクル 空缶・空ビン 蛍光管 乾電池		両町の制度を継続する。
	7.資源ごみ回収 民間業者委託 発泡トレー ペットボトル 古紙、牛乳パック、ダンボール	7.資源ごみ回収 民間業者委託 発泡トレー ペットボトル 古紙、牛乳パック、ダンボール		両町の制度を継続
	(根拠法令)	西伯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則	会見町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則	
	(担当課)	町民生活課 種	町民生活課 岩田栄	
(3)ごみ処理に関する その他の制度	1.指定ゴミ袋使用 ・可燃物用 町内小売店(5店) 1枚 25円 及び各自治会 ・不燃物用 該当なし	1.指定ゴミ袋使用 ・可燃物用 町内小売店(2店) 1枚 25円 及び各自治会 ・不燃物用 町内小売店(2店) 1枚 25円 及び各自治会	ゴミ袋の種類が違う 不燃物用袋が会見町だけあり	可燃物用は、両町の制度を継続 不燃物用は、西伯町の例による。
	(根拠法令)	廃棄物の処理及び清掃に関する条例 同上施行規則		

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令) (担当課)	2.環境美化指導員 ・県からの委嘱 1人 ・任期 1年(4/1~3/31) ・環境美化促進地区 緑水湖周辺	2.環境美化指導員 ・県からの委嘱 1人 ・任期 1年(4/1~3/31) ・環境美化促進地区 朝金フラワーパーク周辺		両町の制度を継続 (県の制度)
	3.産業廃棄物不法投棄監視員 ・県からの委嘱 1名 ・町内一円巡回	3.産業廃棄物不法投棄監視員 ・県からの委嘱 1名 ・町内一円巡回		
	町民生活課 種	町民生活課 岩田栄		
2.水質検査 (根拠法令) (担当課)	河川水質検査 ・工場排水 9箇所 年1回 理由 住民要望により ・河川水 15箇所 年1回 理由 環境保全のための調査 ・業者委託	河川水質検査 ・朝鍋川支流 1箇所 年3回(5・11・2月) 理由 産業廃棄物処分場流水追跡調査 ・業者委託	箇所数・回数・理由が違う	・工場廃水・朝鍋川支流については両町の制度をそれぞれ継続 ・河川水については、会見町でも場所を選定して実施する。
	なし 予算措置	なし 予算措置		
	町民生活課 種	町民生活課 岩田栄		
3.狂犬病予防 (根拠法令) (担当課)	犬の登録 狂犬病予防注射(4月、補足6月) 狂犬病予防法	犬の登録 狂犬病予防注射(4月、補足6月) 狂犬病予防法		両町の制度を継続 (国の制度)
	町民生活課 番原	福祉保健課 加納		
	実施していない	防疫薬剤の購入斡旋と助成 ・乳剤・油剤・粉剤 ・購入価格の1/2を区に助成		
4.蚊・蠅の駆除 (根拠法令) (担当課)		なし 予算措置	西伯町 未実施 会見町 実施	平成17年度から廃止する。 (理由:住環境が整備され事業効果が薄い。)
		福祉保健課 加納		